

大口町告示第89号

大口町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する要領

大口町特別融資制度推進会議設置要領（平成6年大口町告示第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 認定農業者に係る農業経営改善促進資金
- (3) 認定農業者又は認定新規就農者に係る農業近代化資金
- (4) 青年等就農資金
- (5) 認定新規就農者に係る経営体育成強化資金

第4条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第5条第5項を次のように改める。

- 5 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第3条の協議等に当たっては、原則としてアの方法によるものとし、慎重な審議が必要な場合はイの方法によるものとする。ただし、認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあつては、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（2）に規定する指導農業士等による意見書（以下「意見書」という。）が付され、その内容が計画達成の見込みがあるとするものである場合は原則としてアの方法によるものとし、意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合にはイの方法によるものとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあつては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

イ 推進会議は、慎重な審議を必要とする借入額が2,500万円（法人にあつては5,000万円）を超える場合等には、以下の方法により推進会議が審査することとする。ただし、災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる

場合、人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）が借り入れる場合又は認定新規就農者が借り入れる場合はこの限りではない。

（ア）事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。

（イ）事務局は、直接関係を有する構成員全員に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む）を送付する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。